

宮崎市きよたけ児童クラブ施設の指定管理者候補者の選定について

宮崎市きよたけ児童クラブ施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成27年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 団体の名称      | 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会   |
| (2) 代表者名       | 会長 厚地 安   |
| (3) 主たる事務所の所在地 | 宮崎市花山手東三丁目25番地2   |
| (4) 設立年月日      | 昭和41年11月10日   |
| (5) 設立目的       | 宮崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。  |
| (6) 事業概要       | ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施<br>②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助<br>③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成<br>④①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業<br>⑤保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡<br>⑥共同募金事業への協力<br>⑦障害者総合支援法に基づく居宅介護及び同行援護事業の経営並びに地域生活支援事業における外出介護事業の経営<br>⑧児童福祉法に基づく児童発達支援事業の経営<br>⑨障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業の経営<br>⑩障害者総合支援法に基づく基幹相談支援・虐待防止センター事業の受託運営<br>⑪障害者総合支援法に基づく生活介護事業の経営<br>⑫児童クラブの受託運営<br>⑬障害者生活支援事業の受託運営<br>⑭福祉サービス利用援助事業の受託運営 |

- ⑮生活福祉資金貸付事業の受託運営  
⑯その他この法人の目的達成のため必要な事業  
⑰成年後見制度に関する事業
- (7) 資本金又は基本財産 5,000,000円  
(8) 従業員数 正職員60名、嘱託職員191名、臨時職員2名、パート職員395名、出向職員8名

2. 指定期間（予定）

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

①施設名

宮崎市きよたけ児童クラブ施設

②所在地

宮崎市清武町今泉甲6895番地

③施設規模等

延床面積 343.44平方メートル 鉄骨造平屋建

(2) 業務概要

①放課後児童健全育成事業に関する業務（次に掲げるものを除く。）

- ・入所及び退所に関すること。
- ・宮崎市きよたけ児童クラブ施設条例（以下、「条例」という。）第9条の利用者負担金に関すること。

②建物、附属設備及び備品の維持管理に関する業務

③そのほか、条例第1条に規定する目的を達成するために必要な業務

(3) 現在の管理方法

指定管理者 社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会・特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター共同体  
平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

#### 4. 事業計画の概要

##### (1) 管理運営の基本姿勢

- ・ 児童一人ひとりを尊重し個性に配慮した支援の実施
- ・ 家庭、学校、地域との連携

##### (2) 利用者サービスの向上、利用促進についての考え方等

- ・ 利用者の要望把握のためのアンケート実施
- ・ 毎月の指導員定例会、研修への参加
- ・ 同敷地内の別施設との合同イベントの実施

##### (3) 安心、安全面の考え方等

- ・ 緊急時のマニュアルに基づいた関係機関との情報共有
- ・ 定期的な防災避難訓練の実施
- ・ 食物アレルギーのある児童への配慮
- ・ 苦情解決体制の確立

##### (4) 管理運営体制

- ・ 施設長（兼指導員）1名、指導員2名、補助指導員3名、登録指導員5名以上
- ・ 有資格職員（保育士・幼稚園教諭・小学校教員等）の継続雇用

##### (5) 個人情報保護の考え方等

- ・ 個人情報保護規程に基づいた管理
- ・ 個人情報の取り扱いについての研修の実施

※上記の事業計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

## 5. 収支計画の概要

### ■収入

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	5ヵ年合計
指定管理料	14,331	14,331	14,331	14,331	14,331	71,655
収入合計	14,331	14,331	14,331	14,331	14,331	71,655

### ■支出

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	5ヵ年合計
人件費	11,756	11,756	11,756	11,756	11,756	58,780
事務費	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015	5,075
事業費	1,143	1,143	1,143	1,143	1,143	5,715
その他	417	417	417	417	417	2,085
支出合計	14,331	14,331	14,331	14,331	14,331	71,655

※指定管理料の削減（平成27年度予算比 3,369千円（約19%）削減）

※上記の収支計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、最終的な収支計画（指定管理料を含む。）は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

## 6. 選定結果の概要

### (1) 公募の概況

#### ① 応募団体数

1団体

#### ② 募集日程

要項及び申請書類様式の配布	平成27年7月24日～8月27日
質疑の受付	平成27年8月10日～8月14日
質疑の回答	平成27年8月21日
応募の受付開始	平成27年8月28日
応募の受付締切り	平成27年9月28日
書類審査及びヒアリング	平成27年10月19日

(2) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会

(敬称略)

	役 職 等
会 長	教育局長
委 員	教育委員会企画総務課長
〃	教育委員会学校教育課長
〃	教育委員会生涯学習課長
〃	福祉部子育て支援課長
〃	元宮崎市社会教育委員
〃	加納地区民生委員児童委員協議会役員
〃	宮崎公立大学教授
〃	宮崎市PTA協議会役員
〃	みやぎん経済研究所職員

(3) 選定の概況

ア. 選定理由

宮崎市教育委員会指定管理者候補者選定委員会において、申請者からの応募書類及びヒアリングをもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」で定める次の基準により、総合的に審査を行った。

- ①事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- ②事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- ④事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること

その結果、これまでの実績及び類似施設においての実績があり、また、有資格者を活用すること、職員研修の実施により、これまで以上に高いレベルのサービス提供が期待できること、また、指定期間中の安定的な運営を行えるだけの財務基盤をもつなどの理由から、「社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会」が当該選定基準に適合していると認められたため、当該団体を指定管理者候補者に選定した。

イ. 審査結果一覧

選定の基準	満点 (配点×委員数)	最低基準点	候補者 社会福祉協議会
①市民の平等利用を確保するものであること	150		102
②施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	250		172
③当該施設の管理にかかる経費の縮減を図るものであること	100		64
④法令を遵守し、事業計画に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有していること（重要基準）	300	120 (満点×40%)	225
⑤安全管理の状況	100		73
⑥労働福祉の状況	50		31
⑦環境保護の取組状況	50		34
⑧合計得点	1,000	600 (満点×60%)	701
【参考】提案金額			14,331